

特集にあたって

特集「新自由主義とジェンダー平等——政治学の視点から」の課題は、1980年代以降の福祉国家の変容と新自由主義そしてグローバリゼーションのもとにおけるジェンダー平等を検証するとともに、今後の課題と展望について考察することである。本号では、政治学の視点から、ナンシー・フレイザー「マルクスの隠れ家の背後へー資本主義の概念の拡張のために」および、衛藤幹子「新自由主義の時代におけるフェミニズム、市民社会」の二つの論文を掲載する。以下、本特集を企画するにあたっての問題意識を述べるとともに、二つの掲載論文について概観することにしてしよう。

福祉国家の縮減・新自由主義・ウルストンクラフトのジレンマ

1970年代における戦後蓄積構造の変化は80年代以降、各国において福祉国家の縮減をもたらしたが、それは新自由主義の登場と軌を一にするものであった。本来、福祉国家の哲学は資本と労働の矛盾を調停するものである。けれども、80年代以降、福祉国家は、従来の社会契約から「福祉の契約主義」へとその理念を変化させた。「福祉の契約主義」とは、政府とカテゴリーとしての市民との間の集合的合意ではなくて、政府と個人的市民との間、あるいは国家の保護下にある市民同士の契約を意味する⁽¹⁾。福祉国家の変容のもとで各国の新自由主義政府は民営化と規制緩和政策を基軸に、労働のフレキシビリティ、そしてワークフェア政策を推進した。そこでは、男性と女性の「平等な権利」は、同一の自律的個人として雇用への参加をとおして達成されることになる。1996年、アメリカのクリントン政権下で成立した「個人責任と就労機会調整法」(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act, PRWORA)は、貧困状態に陥ることに対して最長5年という時間制限を導入するとともに、就労に関連した諸活動あるいは雇用を要求するものであった。さらに90年代後半以降、各国に登場する「第三の道」による福祉改革もまた、一方で「社会的包摂」政策によって社会的不平等の削減を目指しながら、他方で新自由主義的な労働のフレキシビリティや市場化を推進した。その結果、例えば、イギリスのブレア政権、ブラウン政権下では、一人親やその子どもの相対的貧困率は低下しながらも、経済格差は拡大する傾向を示した⁽²⁾。そこで問われているのは、効率性の論理と平等との関係、両者は両立することができるのかという、われわれにとって根本的な問題である。

(1) フリードランドとキング (Freedland and King, 2003) は、イギリスの「第3の道」における「福祉の契約主義」の具体的事例として以下の四つを挙げている。「福祉の契約主義」は「必要」によってではなく、「選択」によって福祉を供給する。この四つは実際に契約関係が導入された事例であるが、順次、管理の「強制的性格」が強まっていくとされる。(1) 学校と生徒と両親との「家庭と学校との協定 home-school agreement」、(2) 囚人と刑務所当局間の「契約 compacts」、(3) 青少年犯罪者と青少年犯罪委員会とのあいだの「青少年犯罪に関する約定 youth offender contracts」、(4) 雇用サービスと手当を申請している失業者とのあいだの「求職者協定 jobseeker's agreements」(ibid.: 466, 原2012: 68)。

(2) 原 (2015) 参照。

ネグリ／ハート（2009＝2012）はその著書『コモンウェルス』において、グローバリゼーションのもとで二つのコモン（共）がますます重要性を増しつつあるという。二つのコモンとは、エコロジーとしてのコモンと、社会的生産物としての知識や言語・コード・情報・情動などのコモンである。そしてそれらが、新自由主義の政府によってますます民営化されているという。また彼らは、新自由主義下の労働市場の特徴を「労働の女性化」（同上：218）と呼ぶが、それは、ジェンダー平等はいまだ達成されていないにもかかわらず、労働市場における女性の割合が急速に拡大しているという意味においてのみ、そのような用語がつかわれていることに対する「辛辣な皮肉」を伴っている。しかし同時に、彼らは次のような意味において「労働の女性化」を主張する。つまり、労働市場では、一方で、労働のフレキシビリティが男女両方にとって労働の質の変化をもたらしている。パートタイムや非正規雇用、不規則な労働時間、複数の仕事のかけもちによって、労働時間と生活時間の時間的区別がつかなくなっている。他方、従来「女性の仕事」とされてきた情動的、感情的あるいは人間関係にかかわる仕事に関連する特性（ケアや他者とのかかわりなどの第2のコモン）が、今やすべての労働部門で重要性をましつつあるという（同上）。そしてその特性が新たな搾取の対象となっている。

女性にとっての福祉国家のジレンマを、キャロル・ペイトマンは「ウルストンクラフトのジレンマ」（Pateman 1989：197）と呼んだが、その「ジレンマ」はあらたな形態をまといながら再生産されているのではないか。ペイトマンは、「家父長制的」福祉国家の枠内では女性が要求するシチズンシップは実現しえない、という。なぜなら、女性は一方で福祉国家のシチズンシップが彼女たちに拡大されることを望んだ。それはジェンダーニュートラルな社会世界に向けたりベラルフェミニストの主張であった。しかし他方で、女性は同時に母として妻としての特殊な仕事、ケアを行う。それは市民としての女性の仕事とみなされてはいるが公私二分法のもとで、福祉国家のシチズンシップの外部に存在することになる。なぜなら「男性稼ぎ主モデル」のもとでは、シチズンシップは市場における雇用労働に結び付いており、女性や子どもは被扶養者（dependent）という資格においてのみ社会保障の恩恵に浴することができるからである、という。こうして女性のシチズンシップの要求は福祉国家においてジレンマに陥ることになる。

実際、新自由主義は、個人主義の名のもとで「労働の女性化」を推進しながら、同時に労働者階級や中産階級の家族の生活をあまりにも困難にしている。そこでは「女性の賃労働は自発的とか補完的であるどころか義務的なものであり、ネオリベラルな経済秩序の不可欠な柱になっている。また労働者階級や下層中産階級の家族の成員が、生計をたてるために二つ以上の仕事をしなければならない『副業』の慣行もそうである」（フレイザー 2008＝2014：150）。80年代以降、各国において現れた「新しい社会的リスク」（Taylor-Gooby 2004）とは、賃労働と家庭生活の両立が困難になること、人口の高齢化が既存の社会保障の機能不全と「社会的ケア」の不足を招くこと、教育状況と労働市場における地位と結びついた社会的排除が生じること、福祉サービスの民営化によって社会的弱者が育児や介護の困難に見舞われることなどであるが、それは、福祉国家の縮減と新自由主義のもとにおける、「ウルストンクラフトのジレンマ」の新たな形態であろう。

「再分配」か「承認」か？「文化主義とネオリベラリズムの不幸な結婚」

本特集の執筆者であるナンシー・フレイザーと衛藤幹子は、80年代以降、新自由主義のもとで、「文化主義とネオリベラリズムの不幸な結婚」(フレイザー 2008=2014:144)が生じたという理解を共有している。そのような認識のもと、フレイザーは「あまりにフェミニズム内在的」なジェンダー正義の構想を「より広い歴史的展開、より大きな政治的文脈」(同上:138)との関連で位置づけるために、「ほかの進歩的な勢力とともに、平等主義的な、ジェンダーに配慮した社会福祉による保護を国境横断的な水準で作りださなければならない」(同上:157)という。そのためにあらたに「代表」概念を提起した。「代表」とはすでに構成された政治的共同体(国民国家)における女性の平等な発言権を保障することだけを問題にしているのではなく、国境をこえた地政学的な「ポスト・ウェストファリア的」状況のもとで正義の論争を再フレーム化することであるという。

本特集においてフレイザーは、そのための理論的基礎づけとして「資本主義概念の拡張」に取り組んでいる。一方、衛藤は、新自由主義と親和的であるとみなされている、多文化主義と市民社会論の検討に取り組むとともに、フェミニスト運動と市民社会論との乖離に注目する。両者の内容を紹介する前に、少し長くなるが、フレイザーの「文化主義とネオリベラリズムの不幸な結婚」の内容を確認しておこう⁽³⁾。

かつてフレイザーはグローバリゼーションのもとで正義をめぐる言説が「再分配から承認になったのか？」(フレイザー 1997=2003)と問題を提起した。「再分配」とは経済的不公正を是正しようとする要求であり、「承認」とは文化的な不公正を是正しようとする要求である。フレイザーはジェンダー的不公正を是正するためには、政治経済的側面と文化的側面の両方の変革が必要であると言う。すなわち「女性の経済的不利益は、公的な領域ならびに日常生活の場面において、女性の『声』を制限し文化形成への同等な参加を妨げている」からである(同上:32)。しかし、フェミニストは「再分配/承認ジレンマ」(同上)に陥っている。なぜなら再分配の論理はジェンダーそれ自体を廃絶しようとするのに対して、承認の論理はジェンダーの特性に価値を見出すからである。これは人種についても同様である。例えば「低賃金の、低いステータスの、つまらない、汚い、家庭内の仕事は、圧倒的に有色の人々によって担われ、高賃金の、高いステータスの、ホワイトカラーの、プロフェッショナルな、高度な技術を要する、経営に関わる仕事は『白人』によって担われることがほとんど」(同上:33)だからである。フレイザーはアメリカの政治現場を念頭におきながら「文化的従属と経済的従属が相互に強化し合うという悪循環」を見る。すなわち「リベラルな福祉国家と主流派の多文化主義の組み合わせによって不公正を是正しようとする私たちのたゆまぬ努力が逆効果を生みだしている」と述べて「再分配と承認のオールタナティブな概念」を求めた(同上:49)。

さらに上述の議論をさらに展開して次のように述べている。ネオリベラル・グローバリゼーションのもとで「フェミニズムの一部と、勃興する資本主義の新形態—ポスト・フォーディズムの…おぞましい収斂」が起きているのではないかと(フレイザー 2011:28)。そして、1960年代末に登場した第二波フェミニズムの理想と実践を総括して次のように述べる。フェミニズムが「再分配」から文化的「承認」へとジェンダー公正の要求の焦点を移していくまさにその時期は、新自由主義

(3) 本節における以下の叙述は原(2012)の61～62ページの内容を加筆修正したものである。

が「資本主義の精神」をフレキシブルに正当化するグローバリゼーションの時期と一致する。ヘスター・エイゼンシュテイン (Eisenstein 2005) が述べているように「グローバリゼーションが家長制的な伝統を浸食するにつれて、(文化的差異の承認を要求する—引用者挿入) フェミニズムが文化的溶剤の役割を果たしている」(ibid.:487)。すなわち「承認」を求めるフェミニストの「ロマンス」が社会の両極において女性を引き付けている、と。そして「一方では、職業的中産階級の女性要員がガラスの天井を断固として割ろうとしている。他方では、女性のテンプスタッフ、パートタイマー、低賃金のサービス産業従事者、家庭内労働者、セックスワーカー、移民、EPZ労働者、マイクロクレジット借入者が、収入と物質的安全だけではなく、尊厳、向上、伝統的権威からの解放を求めている」(フレイザー 2011:42)。例えば、マイクロクレジットの例をとっても、現実には、借金返済のかなりの記録と生活改善の逸話的証拠にとどまっているのではないかと。

フレイザーは、女性の文化的差異の「承認」がネオリベラル・グローバリゼーションのもとで資本蓄積に動員されていること、将来の方向としては、フェミニストの批判の最良の部分—ここでは「社会主義フェミニズム」—を「資本主義に関する最近の批判理論の最良のものと統合することにある」(同上:28)と述べる。

正義の論争の再フレーム化と資本主義概念の拡張

フレイザーは本特集論文において、マルクス『資本論』を先導としながら、「資本主義概念の拡張」と現代における「資本批判 *Kapitalkritik*」を試みる。それはあまりに「フェミニズム内在的」正義を再フレーム化して他の進歩的勢力との協働へ移行することを企図したものであると考えられる。フレイザーの主張を要約すると以下のとおりである。

まずマルクスは「市場化された側面」である資本主義の交換領域から、その「隠れ家」である生産領域に降りて、そこで搾取概念を明らかにした。しかし、マルクス自身、『資本論』第一部第7編「資本の蓄積過程」の「いわゆる本源的蓄積」の箇所、生産領域の背後の「隠れ家」に降りて、そこで搾取の背後には「収奪」があるという「認識論的転換」をした。それは理論から歴史への移行であるとともに、資本主義において「非公式であるが進行中の蓄積メカニズム」であった。一方、フレイザーは、マルクスが展開しなかった、生産の背後にある「隠れ家」への移行を試みる。それは三つある。第一は、生産から、ケアや感情労働や社会的交わりがおこなわれている「社会的再生産」の領域への移行である。第二は、経済圏から「自然圏」への移行であり「代謝の裂け目」の発見である。第三は、経済圏から「政治」の領域への移行である。ここにいう「政治」とは、資本主義経済システムとして説明される領域も、実は経済的にのみ成り立っているのではなくて、民主主義や公共的自律性や集団的自己決定の規範に関連していることを明らかにすることである。フレイザーは、「今日われわれの眼前で生じている事態」はこれらの境界域における闘争(境界闘争)であり、そこでは、社会的再生産、自然圏、政治の領域における規範が主張される、という。それは、ひるがえって、フェミニズム内在的正義の再フレーム化であり三つの領域の運動の協働への展望であろう。

新自由主義・多文化主義・市民社会

衛藤は、本特集論文において、1980年代以降の新自由主義の潮流はフェミニズムに対してどの

ように作用したのか問う。それは、フェミニストの視点から批判的に新自由主義を検証することでもある。そのために、二つのリベラリズム (古典的リベラリズムとソーシャルリベラリズム) とフェミニズムとの関係、「ソーシャルリベラリズムとフェミニズムとの和解」を明らかにする。ソーシャルリベラリズムは均質化した個人を対象とした「法の下での平等」という形態においてではあるが、フェミニズムと「和解」したとされる。そして、80年代以降、多文化主義と市民社会論が新自由主義のもとで軌を一にして登場したのはなぜか、を批判的に問う。多文化主義と新自由主義は「同床異夢」であるとしてフレイザーの「不幸な結婚」と認識を共有しながらも、さらに、多文化主義が本来の意図を外れて、「差別の隠れ蓑」になることを指摘する。さらに衛藤の焦点は、「市民社会とフェミニズム」に移る。衛藤はわが国において、フェミニズムの観点からこれまで一貫して市民社会論の検討を行ってきた数少ない論者の一人である (多くのフェミニストは市民社会論にたいして「冷淡」であった)。そこでは、「西洋の人々は、長い間、市民社会について知ることなく、その中で生きてきた」(Walzer 1995: 7-8) のであり、政治的に「少しも重要な意味をもっていなかった」市民社会がなぜ新自由主義と期を一にして登場したのかが問われる。そこでは、公共圏 (市民社会) の参照軸とでも呼ぶことができる、ハーバーマスの公私二元論にたいするフレイザーやベンハビブによる批判、市民社会組織化の問題、国家と市民社会の断絶の問題が論じられる。そして新自由主義は市民社会に対するフェミニストの「疑念」を一層深めることになったという。しかしそこで衛藤が主張するのは、フェミニズムを基礎づける社会運動の場である市民社会研究の進展と、フェミニストによる市民社会論批判の再検討であろう。

【参考文献】

- ネグリ, アントニオ/ハート, マイケル (2009=2012) 水島一憲監訳『コモンウェルス 上』NHK出版 (Michael Hardt & Antonio Negri, *Commonwealth*, New York: Belknap Press.)
- 原伸子 (2012) 「福祉国家の変容と家族政策: 公私二分法とジェンダー平等」法政大学大原社会問題研究所/原伸子編著『福祉国家と家族』法政大学出版局。
- 原伸子 (2015) 「イギリスにおける福祉改革と子どもの貧困—「第三の道」と社会的投資アプローチ」法政大学大原社会問題研究所/原伸子・岩田美香・宮島喬編著『現代社会と子どもの貧困: 福祉・労働の視点から』大月書店。
- フレイザー, ナンシー (2003) 仲正昌樹監訳『中断された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房 (Nancy Fraser, *Justice Interruptus*, 1997, London: Routledge.) 引用にさいしては、必ずしも邦訳にしたがっていない。
- フレイザー, ナンシー (2011) 関口すみ子訳「フェミニズム, 資本主義, 歴史の狡猾さ」『法学志林』第759号: 27-51頁。 (Nancy Fraser, “Feminism, Capitalism, and the Cunning of History”, *New Left Review* 56, 2009, 97-117.)
- フレイザー, ナンシー (2008=2013) 向山恭一訳『正義の秤』法政大学出版局 (Nancy Fraser, *Social Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*, Cambridge: Polity Press)
- Eisenstein, Hester (2005) “A dangerous Liaison? Feminism and Corporate Globalization”, *Science & Society* 69 (3) : 487-518.
- Freedland, Mark, and Desmond King (2003) “Contractual Governance and Illiberal Contracts: Some Problems of Contractualism as an Instrument of Behaviour Management by Agencies of Government”, *Cambridge Journal of Economics* 27 (3) : 465-477.

Pateman, Carole (1989) *The Disorder of Women*, Cambridge: Polity Press.

Taylor-Gooby, Peter (ed.) (2004) *New Risks, New Welfare: Transformation of the European Welfare State*, Oxford: Oxford University Press.

Walzer, Michael (1995) "The Concept of Civil Society", In Michael Walzer (ed.) *Toward a Global Civil Society*, Province and Oxford: Berghahn Book, 7-27. (マイケル・ウォルツァー, 石田淳 他訳『グローバルな市民社会に向かって』日本経済評論社, 2001年, 9-34頁)

(原 伸子 法政大学大原社会問題研究所所長・法政大学経済学部教授)